

東松島市市制施行 20 周年記念
復興感謝 第 5 回東松島市産業祭「商工業品展示会」出展要領

1 目的

本市で生産・加工される商工業関連の生産品（以下、「特產品等」という。）及び事業者について、産業祭にて対外的に広く P R することで、消費者の認知度向上と販路の拡大をつなげ、市内産業の活性化を図ることを目的とします。

2 申込期間

令和 7 年 10 月 8 日（水）まで（当日消印及び当日到着分有効）

3 申込方法

「東松島市産業祭商工業品展示会出展申込書」に必要事項を記入し、以下のいずれかに提出して申し込んでください。電子メール、F A Xでの申込みも可能です。

(1) 提出先 東松島市商工会

郵 送：〒981-0503 東松島市矢本字河戸 7 番地
F A X : 0225-83-2293 / T E L : 0225-82-2088
E-Mail : higamatu@tea.ocn.ne.jp

(2) 提出先 東松島市産業部農林水産課農業政策係

郵 送：〒981-0303 東松島市小野字新宮前 5 番地
F A X : 0225-87-3830 / T E L : 0225-82-1111
E-Mail : nousei@city.higashimatsushima.miagi.jp

※E-Mail・F A X の場合は、申込書送信後、送付先にご一報ください。

4 催事開催日時

令和 7 年 11 月 9 日（日）午前 9 時 30 分から午後 2 時まで

5 展示場所

東松島市大曲地区体育館（東松島市小松字下浮足 112）

展示スペース : 1 区画（幅 180cm × 奥行き 180cm）※1 事業者 1 区画とします。

※展示品の設置等について、著しく指定区画をはみ出ることの無いよう周りの出展者に配慮願います。

※体育館内は、農産物展示品評会、SDGs 関連展示・体験イベントを同時実施いたします。

6 展示品の内容

- ①特產品等（工芸品・食べ物等）の展示（販売も可）、事業者の P R など
- ②展示スペースには、原則担当する人員を常時配置してください。
- ③その場で調理や盛り付け作業等が伴うものは販売できません。

7 展示品の制限

危険物、生物及び公衆の風俗・秩序等を乱す恐れのあるものは展示できません。

8 出展対象者

市内で販売又は生産している事業者のうち実行委員会が認めるもの。

9 展示用備品等

展示スペースには、展示台（幅180cm×奥行き90cm）1台、掲示用パネル（幅180cm×高さ180cm）1枚を設置します。（要不要選択可）

展示台を使用せず、床置きや持込備品等により展示することも可としますが、著しく指定区画をはみ出ることの無いように、周りの出展者への配慮や安全の確保をお願いします。

10 搬入及び搬出

(1) 搬入時間

展示品の会場への搬入については、以下のいずれかの時間内に出展者において行うこと。
なお、搬入に係る費用については出展者の負担とします。

ア 前日 11月8日（土）午後4時から午後6時（予定）

イ 当日 11月9日（日）午前7時30分から午前9時（予定）

※産業祭当日（9日）は、搬入車両を午前9時までに、イベント会場区域外への移動を完了すること。

(2) 搬出時間

展示品の会場からの搬出については、次の時間内に出展者において行うこと。

ア 令和7年11月9日（日）午後2時から

なお、搬出車両について、実行委員会が指定する区域内への乗り入れ可能時間は、午後2時30分からを予定しています。

11 保管

展示品の保管は、実行委員会事務局（東松島市産業部農林水産課）が十分注意を払いますが、天災等の不可抗力による損害については、その責を負いません。

12 出展料等

(1) 出展料は無料とします。

(2) 出展申込が多数の場合は、抽選により事務局が出展者を決定します。

(3) 出展者の抽選、展示位置の指定及び出展者の表示は、事務局が行います。

(4) 展示品の内容等の解説や配架物等は出展者が準備します。

13 問い合わせ先

【事務局】

東松島市産業祭実行委員会事務局（東松島市産業部農林水産課農業政策係）

〒981-0303 東松島市小野字新宮前5番地

TEL：0225-82-1111（内線2144） FAX：0225-87-3830

E-Mail：nousei@city.higashimatsushima.miyagi.jp